



### Q3 不正使用による被害を防止するための対策って何をするの？

**A3** 近年、偽造磁気カードやインターネット通販でのなりすましによる被害額が年々増えているんだ。これを防ぐため、販売店にクレジットカード決済端末のIC対応などのセキュリティ対策が義務づけられたんだ。

ICチップが搭載されたクレジットカード(ICクレジットカード)は、磁気ストライプしか付いてないカードと違い、ICチップに暗号化された情報が格納されているから、セキュリティレベルが高いんだ。また、インターネット通販でのなりすまし被害を防止するための対策も今回の法改正で義務づけられたんだ。



#### ICクレジットカード



ICチップ



#### ICクレジットカードの 利用方法

暗証番号で本人確認



### Q4 クレジットカードの利用伝票を受けとる方法が変わるの？

**A4** クレジットカードで分割払いやリボルビング払いを利用した時に、販売店から紙のカード利用伝票を渡されるよね。法改正後は、販売店はこのカード利用伝票を、電子メール等の方法で提供することができるようになったんだよ。

もちろん、これまで通り、消費者が紙の伝票を希望すれば、紙で渡されるよ。



### Q5 クレジットカードの利用以外に消費者保護の観点から改正された内容は？

**A5** 特定商取引法の改正に合わせて、電話勧誘販売で通常必要とされる分量を著しく超える商品等を個別クレジット(カードを利用せずに商品等の購入ごとに契約するクレジット)で購入してしまったときに、クレジット契約の解除等ができるようになるよ。また、加盟店から不当な勧誘があった場合のクレジット契約の取消ができる期間が6ヶ月から1年に延長されるよ。

